

生活保護（生業扶助）世帯、または非課税世帯の方へ 奨学のための給付金制度（返還は不要）のご案内

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

なお、本事業は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業に該当します。

※ 新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

令和6年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

- **生活保護（生業扶助）世帯、または「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税の世帯**で、高等学校等就学支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- **保護者、親権者等が、茨城県内に在住していること。**
〔茨城県内の高校に在学する生徒で、**保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。**
詳しくは、事務室にお問い合わせください。〕

3. 給付額（1人あたり）

生活保護世帯： 52,600円

「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税の世帯

: 142,600円～152,000円

※ 詳細は、給付額等確認シート【通常版】（県内学校用）を御覧ください。

※ **新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。**

4. 支給時期（予定）

令和6年11月頃

5. 申請方法

申請書類は、事務室または学校HPにて配布しています。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、**必要書類を添付し、7/24（水）までに**学校へ提出してください。

期限後の申請は、2次募集分として受付いたします。支給が大幅に遅れます。

「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（県内私立高等学校等用）

高校生等は、平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

生活保護（生業扶助）世帯、又は令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税ですか？
（7月1日現在、学校に在籍している生徒の世帯が対象です。）

はい

いいえ

今回は給付金に該当しません。
（ただし翌年度に該当すれば申請可能です）

生活保護（生業扶助）を受給していますか？
※専攻科の高校生がいて、令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税である場合は、「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

ご家庭に通信制又は専攻科の高校生等はいますか？

はい

いいえ

高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている者がいますか？

はい

いいえ

複数の高校生等がいますか？

はい

いいえ

ケース1

【生活保護（生業扶助）受給世帯】
52,600円（早期給付受給世帯は39,450円）が支給されます。

提出書類1へ

提出書類1

①様式第1号 奨学給付金受給申請書
②様式第8号 委任状
③生活保護受給証明書（7/1以降発行）
※③で「生業扶助」受給が確認できない場合は、「様式第18号 生業扶助受給証明書（福祉事務所発行）」を提出

ケース2

【非課税世帯】
①本人が通信制の高校生等及び専攻科の高校生等は52,100円（早期給付受給世帯は39,075円）
②本人が全日制で、通信制及び専攻科の高校生等がいる場合は、152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

提出書類2へ

提出書類2

①様式第1号 奨学給付金受給申請書
②様式第8号 委任状
③健康保険証の写し（国民健康保険証を添付する場合は、別途「様式第14号 扶養誓約書」を提出）
※③は対象となる高校生等の健康保険証の写しを提出すること。
※被保険者等記号・番号等をマスキング（塗りつぶす）こと。
④令和6年度（非）課税証明書等（保護者全員分の証明書が必要）
※下記の留意事項を御覧ください。

ケース3

【非課税世帯】
152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

提出書類3へ

ケース4

【非課税世帯】
①1人目の高校生等は142,600円（早期給付受給世帯は106,950円）
②2人目以降の高校生等は152,000円（早期給付受給世帯は114,000円）が支給されます。

提出書類2へ

提出書類3

①様式第1号 奨学給付金受給申請書
②様式第8号 委任状
③健康保険証の写し（国民健康保険証を添付する場合は、別途「様式第14号 扶養誓約書」を提出）
※③は15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養している者（対象となる高校生等を含む）の健康保険証の写しを提出すること。（例：生徒本人及び兄弟等）
※被保険者等記号・番号等をマスキング（塗りつぶす）こと。
④令和6年度（非）課税証明書等（保護者全員分の証明書が必要）
※下記の留意事項を御覧ください。

ケース5

【非課税世帯】
142,600円（早期給付受給世帯は106,950円）が支給されます。

提出書類2へ

【留意事項】

- 令和6年度（非）課税証明書を取得する前に、保護者のどちらも「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
- 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。